

管理協定制度

(1) 制度概要

特別緑地保全地区等において、土地所有者と地方公共団体または緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）とが協定を結び、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度。これにより、土地所有者の管理負担を軽減することが可能となる。【都市緑地法第 24 条】【首都圏 8 条】【近畿圏 9 条】

(2) 締結状況

表 （締結一覧）管理協定

都道府県	都市名	地区名及び地区数	面積 (ha)	締結主 体	協定 者数	締結 年月日
千葉県	千葉市	都町西の下特別緑地保全地区	0.70	千葉市	1	R2.7.4
		川戸特別緑地保全地区	3.40	千葉市	1	R3.2.5
		川戸特別緑地保全地区	0.89	千葉市	1	R4.2.5
		宮崎台特別緑地保全地区	0.23	千葉市	2	R4.2.5
	松戸市	栗山特別緑地保全地区	0.80	松戸市	6	H21.9.24
		栗山特別緑地保全地区	0.26	松戸市	3	H22.5.27
		栗山特別緑地保全地区	0.15	松戸市	2	H23.3.18
		栗山特別緑地保全地区	0.05	松戸市	1	R2.9.18
		矢切特別緑地保全地区	0.38	松戸市	11	H23.11.17 等 5 契約
		矢切特別緑地保全地区	0.12	松戸市	1	R3.3.24
合計		5	6.98			

※ 令和 4 年 3 月 31 日現在